

〈研究ノート〉パブリック・ディプロマシーと「人間の安全保障」 —その両立可能性と日本の予防外交推進についての検討—

Research Note: Compatibility of the Public diplomacy with Human security about Preventive diplomacy which Japan should promote

高木 悠希
TAKAGI, Yuhki

はじめに

文化的な魅力によって他国の市民との関係を構築する外交活動であるパブリック・ディプロマシーが日本外交においても重要視されるようになって久しいが、今後の政策実行に向けては政府委員会、先行研究の双方から様々な課題が指摘されている。また一方で、日本政府は「人間の安全保障」概念の構築に早期から取り組んだ国の一つとして、これまでODA等によって国際社会の平和構築に関わる活動を展開してきたが、その取り組みについては未だに具体的な外交政策として位置付けられたことはないとの指摘もある。

これら二つの外交政策は一見すると別個の案件であるが、筆者は、両者の特性や課題を検討すると、双方を実現させる新たな外交方針を見いだすことが出来ると考える。パブリック・ディプロマシー政策の中で「人間の安全保障」の分野に関わる活動が実際に行われていることは、先行研究でも例示・言及されている通りであるが¹、両者にどのような共通項があり、それらにいかなる補完関係が認められるのかを詳細に分析した研究は、筆者の承知する限りではまだない。

そこで本稿では、パブリック・ディプロマシーと「人間の安全保障」、および平和構築概念における予防外交について、その概要や要点、および現在指摘されている日本の課題を考察することによって、これらの概念の両立可能性について考察することを目的とする。また、そこから日本政府が今後目指すべき外交政策の方向性も検討する。

1. パブリック・ディプロマシー

1-1 パブリック・ディプロマシーの概要

現在用いられている意味でのパブリック・ディプロマシーという言葉は、その当時タフツ大学で教鞭を取っていたエドモント・グリオンが1965年に使用したのが最初であるとされており、これは冷戦時代の米露による陣営間競争の中で提案された概念であった。1980年代後半には国際政治学者ジョセフ・ナイにより、「強制や報酬ではなく、国の魅力によって望む結果を得る能力」²である「ソフト・パワー」が提唱されたが、まさにこれを発揮するのがパブリック・ディプロマシーである。その後冷戦の終結とともに役目を終えたとみなされ一時下火となったが、2001年のアメリカ同時多発テロを機に再びアメリカ国内で重要視されるようになった。

日本では1972年に国際交流基金³が設立されており、現在に至る国際文化交流の中心的機関が既に出来てはいたが、活動は依然消極的なものであった。アメリカ同時多発テロを受け、日本でもパブリック・ディプロマシー実施へ向けた活発な動きが生まれることとなり、

¹ 渡辺靖『文化と外交』中央公論新社、2011、p.93.

² 渡辺、前掲書、p.62.

³ 外務省の外郭団体で、現在は独立行政法人となっている。

2004年には外務省内に広報文化交流部が設置された⁴。外交青書にパブリック・ディプロマシーという言葉が登場したのも2004年版からである⁵。2006年9月に発表された第一次安倍内閣による所信表明演説では、「美しい国、日本」をスローガンに「日本文化産業戦略」等を打ち出し、「我が国の理念、目指すべき方向、日本らしさを世界に発信していくことが、これからの日本にとって極めて重要なことである」として戦略的政策の必要性が訴えられた⁶。これが、日本が国際社会へ対して情報発信を積極的に推進していく意向を示した初めての明確な表明であったとみられている。

現状では、パブリック・ディプロマシーの学術的な定義は存在していないが、金子の定義は、各先行研究で設定されている定義の要点を比較的網羅している。

自国の対外的な利益と目的の達成に資するべく、自国のプレゼンスを高め、イメージを向上させ、自国についての理解を深めるよう、また、自国の重視する価値の普及を進めるよう、海外の個人及び組織と関係を構築し、対話を持ち、交流するなどの形で関わったり、多様なメディアを通じて情報を発信したりする活動。⁷

この定義は、現在パブリック・ディプロマシーの主流となっている、ニュー・パブリック・ディプロマシーと呼ばれる概念を踏まえたものになっている。これは、パブリック・ディプロマシーの主体を国家(政府)に限らず NGO 等の多様な非国家アクターにも広げて解釈し、それらアクターの多層的ネットワークを「支援」することに政府の役割があるとみる⁸ほか、発信者の独りよがりでない、情報の双方向性を重視する考え方である⁹。

この見方から、先行研究も今日のパブリック・ディプロマシーにおける要点として以下の要素を挙げている。

①主体：多様なアクター

国益を獲得する為の外交政策だということもあり、従来パブリック・ディプロマシーを行う主体は国家(政府)であるとされてきた。しかし、NGO や NPO の活躍等もあって、現在ではその担い手は地方自治体や民間交流団体をはじめ、非常に多様であると認識されている。こうしたアクターと主たるアクターである国家とが、いかにして、またどのような協働関係を築くかが重要である。

②対象：他国の市民

従来の伝統的な外交形態とは異なり、パブリック・ディプロマシーが対象とするのは、他国の政府ではなく市民である。自国の文化や魅力をもって、いかに相手国の国民の心をつかみ、また理解を得るかに主眼がある。

⁴ その後、さらなる機構改革が行われ、現在では主に広報文化外交戦略課がパブリック・ディプロマシー政策を担っている。

⁵ 李炅澤「日本における『新しいパブリック・ディプロマシー』とその限界 民主党政権におけるパブリック・ディプロマシーの方向性とその転換を中心に」筑波大学大学院人文社会科学研究所『国際日本研究』第七号、2015、p.159。

⁶ 安倍晋三「第165回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説」、2006年9月29日。

⁷ 北野充「パブリック・ディプロマシーとは何か」『パブリック・ディプロマシー戦略 イメージを競う国家間ゲームにいかにか勝利するか』、PHP 出版、2014、p.27。

⁸ 渡辺、前掲書、pp.65-66。

⁹ 北野、前掲書、pp.45-46。

③双方向性の重視と実行

発信される情報は一方的であってはならない。Melissen(2005)は、相手国との双方向的な発信・交流が重要であるとした¹⁰。これはパブリック・ディプロマシーの効果向上に関わる要点である。一方的な情報発信やはたらきかけをしても、相手に受容されないようでは意味がない。その為、相手をよく理解し、相手側からの反応をフィードバックとして常に政策の反省に活かす必要がある。

1-2 日本のパブリック・ディプロマシーにおける将来的課題

上記のようなパブリック・ディプロマシーの観念に対して、先行研究が特に強調して論じているのが以下の課題である。

①国益と国際益のバランス

本来の意味では、パブリック・ディプロマシーは専ら国益の獲得のみを目指していたが、今日では災害や環境問題といった世界共通の課題に関する経験や技術を発信し共有することで国際社会に貢献しようとする、国際益へシフトした活動も重要であるとされている。

パブリック・ディプロマシーは、一国を中心とする「国益」と多国間に共通する「国際益」の組み合わせ、あるいはバランスの上に成り立つものであるが、共通課題のような国際益に関わる交流は、共感と信頼関係を生み出す可能性が高く、外交関係の「揺れ」にも強い。(中略)「国益」と「国際益」は必ずしも相反するものではないが、両者のバランスへの配慮は重要である。¹¹

この点については、2012年の外務省報告書『「3.11後の広報文化外交」最終報告書』でも、「文化を通じた国際貢献の展開」と題し、今後の制度的あり方として指摘されている。

他国の人々との交流からさらに一歩進め、具体的な事業を通じて協働を推進することは、我が国に対する国際的な信頼と評価を長期的に確立していくうえで重要である。具体的には、平和構築や世界共通の課題(環境、防災、社会起業、少子化など)への取り組み、東アジアにおける国を超えた知的共同体、文化共同体の構築などが、協働作業として可能である。こうした活動を通じての相互理解や連帯感の醸成は、一種の文化を通じた国際貢献であり、これまでも行われてきた文化無償や文化協力と同じように、「相手国と共に歩む日本」のイメージを確立することに寄与するところが大きいだろう。¹²

②「価値」の普及

パブリック・ディプロマシーの第一義的な目的の一つに「自国の重視する価値の普及」

¹⁰ Melissen, J. "The new public diplomacy: Between theory and practice", in Jan Melissen ed. *The New Public Diplomacy: Soft Power in International Relations*. Palgrave Macmillan UK, 2005, pp.3-27.

¹¹ 本田修「3.11後の国際文化交流」金子将史・北野充『パブリック・ディプロマシー戦略 イメージを競う国家間ゲームにいかにか勝利するか』PHP出版、2014、p.265.

¹² 広報文化外交の制度的あり方に関する有識者懇談会『「3.11後の広報文化外交」最終報告書』外務省、2012、p.13.

がある¹³。パブリック・ディプロマシーが用いるソフト・パワーとは、主にその国の文化、政治的な理想、政策の魅力を指している。このことから、パブリック・ディプロマシーでは自国の価値を如何に定め、他国の人々に説明し理解を得るかということが、ソフト・パワーを強化する点で重視されるものの一つになっている。

例えば渡辺(2011)はノルウェーについて、「政府開発援助(中略)、オスロ合意に代表される和平仲介や PKO 活動、ノーベル平和賞の授与など、『自由』や『民主主義』を声高に叫ぶ代わりに、自らの『価値外交』を実践することで、国際社会で一目置かれる存在になっている」と分析し、日本外交にも一考の余地があるとみている¹⁴。

2. 「人間の安全保障」と平和構築

2-1 「人間の安全保障」の概要

「人間の安全保障」をどのように定義するかは、後述の通り国連や各国政府、機関によっても異なる変遷をたどっているが、先行研究を踏まえると、その主旨は以下のように言える。すなわち、紛争や貧困、自然災害等から人々を保護し救済する一義的責任はまず当該国にあるが、それが出来ない、行われぬ場合、国際社会にはこうした人々一人ひとりに対する保護とエンパワーメント(能力強化)を行う責任があるとする考え方である。

歴史的な経緯をみると、「人間の安全保障」が生まれる転機となったのは冷戦の終結した1990年代初め頃である。冷戦の終結は紛争のあり方を大きく変えた上、国際社会の紛争への関わり方をも変容させる出来事だった。PKOの任務も従来のかたちよりはるかに多様化し、包括的になり、国連安全保障理事会は国際平和に対する考え方が問われる時代を迎えていた。¹⁵

そうした潮流の中で、UNDP(国連開発計画)が1990年から『人間開発計画』を年次報告するようになる。1994年、UNDPは『人間開発報告書』を発表し、この中で「人間の安全保障」概念を提唱した。これが契機になり、「人間の安全保障」は世界的に注目を浴びるようになった。

「人間の安全保障」を外交の枠組みで捉えて積極的に動いた国が二つ存在する。それが日本とカナダである。カナダは2000年に設置したICISS(介入と国家主権に関する国際委員会)によって、2001年に報告書『保護する責任』を発表した。ここでは「人間の安全保障」の定義を、虐殺や民族浄化など軍事的な脅威から如何に人々を守るかという点に集約した。¹⁶

一方、日本で初めて「人間の安全保障」を日本外交に位置付けたのは、小渕恵三総理大臣による演説「アジアの明日を創る知的対話」(1998)であった。ここでは「人間の安全保障」を、「人間の生存、生活、尊厳を脅かすあらゆる種類の脅威を包括的に捉え、これらに対する取り組みを強化するという考え方」と述べ、日本の立場を表明した¹⁷。カナダに比べて相対的に広い領域で「人間の安全保障」を解釈していることから、日本の定義を「広義の定義」、カナダの定義を「狭義の定義」とする見方もある¹⁸。こののち、日本の呼びかけによって2001年に設置された「人間の安全保障に関する国際委員会(人間の安全保障委員会)」によって、2003年には報告書が発表された。この報告書は、「人間の安全保障」の定義を「人間の生にとってかけがえのない中枢部分を守り、すべての人の自由と可能性を実

¹³ 北野、前掲書、p.29.

¹⁴ 渡辺、前掲書、p.188.

¹⁵ 山影進「地球社会の課題と人間の安全保障」高橋哲哉・山影進編『人間の安全保障』東京大学出版会、2008、p.29.

¹⁶ 東大作・峯陽一「人間の安全保障の理論的なフレームワークと平和構築」東大作編著『人間の安全保障と平和構築』日本評論社、2017、p.8；長有紀枝『入門 人間の安全保障』中央公論新社、2012、pp.95-96.

¹⁷ 小渕恵三「小渕総理大臣演説 アジアの明日を創る知的対話」(1998年12月2日).

¹⁸ 東・峯、前掲書、p.8-9.

現すること」と定めた¹⁹。

また、「人間の安全保障」は、「恐怖からの自由」と「欠乏からの自由」という二つの自由の概念に立脚している。「恐怖からの自由」は虐殺や民族浄化、自然災害や感染症等からの自由を指し、「欠乏からの自由」は貧困や飢餓、教育機会の欠如やジェンダー間の不均衡等からの自由を指す。なお、この概念は、歴史的にも文言上も、日本国憲法の前文の第二段「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」と密接に関連しており、日本の国家理念としてすでに織り込まれているものとされる²⁰。

このように様々な考え方がなされてきた「人間の安全保障」であるが、その要点としては共通して以下の点が挙げられる。

①主体：アクターの多様さ

「人間の安全保障」の担い手は様々である。まず、自国民を守る一義的な責任を負う者としての国家が挙げられる。またそれとは別に、国際社会の一員として、当事国に代わってその国の「人間の安全保障」を担う諸外国政府という意味での国家も主体に挙げることが出来る。さらに、戦闘目的ではなく災害支援等でアクターとなる軍隊・軍事組織、国連機関・国際機関・赤十字組織、NGO といったように、「人間の安全保障」の主体は幅広く、遂行の為にはこうしたあらゆる主体が相互に関わり協働する必要がある。²¹

②対象：国家よりも個人や社会に焦点を当てる

「人間の安全保障」が国家の安全保障とは異なる点として、人間一人ひとりを保護することを目的としている為、この概念が個人や社会を対象にしている点が挙げられる。より具体的には、個人やコミュニティに焦点を当て、人間一人ひとりを脅威から保護する他、自ら脅威に打ち勝てるよう能力強化を行う等の活動がある。

2-2 平和構築の概要

UNDP が『人間開発計画』を年次報告していた時期である 1992 年、ブトロス・ガリ国連事務総長は『平和への課題』を発表し、平和創造、平和維持、平和構築と並べて予防外交を打ち出した²²。同報告書は、平和構築を「紛争の再発を防ぐため平和を強化、固定化するのに役立つ構造を確認、支援する行動」と定義した上で、紛争のサイクルを時系列的に、予防外交から平和創造、平和維持、平和構築という順番で四つに分ける考え方を示した²³。

その後国連では平和構築概念について様々な定義が打ち出される。代表例を挙げると、2004 年に「脅威・挑戦および変革に関するハイレベル・パネル」が出した報告書『より安全な世界—われわれの共有する責任—』においては、平和構築を幅広く解釈し、紛争発生以前の紛争予防から紛争終結後の復興活動までを含むものとされた。また一方で、2006 年に発足した平和構築委員会は、平和構築活動を紛争後に限定する見方を示した。この、「平和構築」はどこまでを指すのかという問題は、先の二国においても異なり、日本政府は紛争後に限定した平和構築の解釈をとっているが、カナダ政府は紛争前、紛争中、紛争後の

¹⁹ 人間の安全保障委員会『安全保障の今日的課題 人間の安全保障委員会報告書』、朝日新聞社、2003、p.11。

²⁰ 武者小路公秀「二一世紀の国家及び国際社会の動向と日本国憲法—平和的生存権と『九条』の新しい意味」法学館憲法研究所編『日本国憲法の多角的検証—「憲法『改正』の動向をふまえて」』日本評論社、2006、p.254：長、前掲書、pp.85-86：長有紀枝『『人間の安全保障』概念を外交にどう活かすか』東大編著『人間の安全保障と平和構築』日本評論社、2017、pp.188-189。

²¹ 長(2012)、前掲書、pp.110-136。

²² 納家政嗣『国際紛争と予防外交』有斐閣、2003、p.87。

²³ 福島安紀子「包括的平和構築考—文化の視座から」大阪大学国際公共政策学会『国際公共政策研究 13(1)』2008、p.90。

いずれもが平和構築の全体的な目標に当てはまるとしている。²⁴

さて、平和構築を遂行する手段の一つに文化がある。福島(2008)は、文化と平和構築の関係について、「真の意味の平和構築のためには物理的、経済的な支援による復興とあわせて紛争地に生きる人々の心理をも含めた文化面での平和構築もまた不可欠である」²⁵と述べ、平和構築では文化に大きな役割があると強調している。

この文化という、平和構築の大きな要点について、福島は『平和への課題』が提示した紛争のサイクルに則るかたちで、包括的な平和構築におけるその役割を以下の四つの段階「対立・係争段階」「武力紛争段階」「停戦・和平合意」「復興」に分類した。²⁶

日本政府もこれまで、国際交流基金等を通じて様々な文化事業を行い、世界各国での平和構築活動に携わってきた。文化の役割とはどのようなものなのか。その事業例を、紛争の四段階に分けて報告している国際交流基金作成『文化が創る国際平和—平和構築と文化—』(2008)より、ここに一つずつ例示する。

①対立・係争段階—信頼醸成—

「対立・係争段階」は、武力紛争にまでは至っていないが、様々な要因を背景として現地の異なったグループが対立する段階である。この段階では相互理解のコミュニケーションをはかる等、信頼醸成を進める文化活動が行われる。

事例には「パレスチナ・イスラエル・日本『平和をつくる子供交流プロジェクト』」がある。これは、特別非営利活動法人「聖地の子供を支える会」が、被爆 60 周年の 2005 年 7 月から 8 月にかけてパレスチナとイスラエルの高校生 6 名を招聘し、日本の高校生 7 名とともに被爆地・広島と長崎、東京を訪問させたもので、国際交流基金が助成した。現地では出会うことのないパレスチナとイスラエルの若者が日本で出会い、日本の被爆体験に接することで相互理解と平和への思いを深めた。

ここでは、文化活動が相互理解の「触媒」としての役割を果たすことで、「歴史的な負荷のない第 3 の文化」との出会いを通じて異文化への寛容さを育むことを一つの狙いとしている。また、対立しているが為に当事者同士では会合を持たないグループであっても、第三国であれば話し合うことが出来るという、「ファシリテーター」としての役割も存在している。²⁷

②武力紛争段階—紛争時の文化活動支援—

「武力紛争段階」は、「対立」が「武力紛争」にエスカレートした段階である。紛争中に文化面での支援を行うことは難しいが、紛争地の人々の鬱屈した感情の捌け口となることや、文化作品の支援が事例によっては解決の糸口や国際世論の高まりに繋がるということが考えられており、また、「紛争中にも生き続けた文化」の戦後復興を支援するという意味でも有用であるとされている²⁸。

一例に、「イラク現代演劇劇団『アル・ムルワッス』招聘公演『船乗りたちのメッセージ』」がある。これは、フセイン政権下の抑圧や米国のイラク攻撃で疲弊し、なおも戦闘の続くイラクのバグダッドから、アル・ムルワッスというイラクの現代演劇グループを日本に招聘した事業である。民族舞踊と音楽をベースにした本公演は、東京、大阪、名古屋で上演

²⁴ 福島、前掲書、pp.91-92.

²⁵ 福島、前掲書、p.94.

²⁶ 福島、前掲書、p.95.

²⁷ 国際交流基金『文化が創る国際平和—平和構築と文化—』国際交流基金、2008、p.12.

²⁸ 国際交流基金、前掲書、p.20.

された。この事業はイラクの文化振興の意義も高かった²⁹。

③停戦・和平合意—平和維持・紛争後緊急支援—

「停戦・和平合意」は、停戦・和平合意によって武力紛争が終わった段階である。この段階では、紛争後の脆弱な平和の段階で現地の人々が平和を実感し、将来に希望を持てるようにする活動が必要とされる。

「イラク・ムサンナ県(サマワ)に対する児童図書寄贈」は、イラク人道復興事業の一環として国際交流基金が企画し、防衛省、自衛隊の協力で、現地のムサンナ県の小学校・病院・孤児院等、約 300 ヶ所に児童図書を寄贈した事業である。寄贈図書のうち日本関連図書については、翻訳にあたってカイロ大学日本語・日本文学科の博士や日本のアラブ文学翻訳家、駐日イラク大使といった面々が関わり、現地の文化的な背景に対する十分な配慮がなされた。現地の傷ついたイラクの子供たちに将来に対する希望を持つきっかけにしてもらうことと、日本の児童図書や折り紙を通じて日本文化を紹介することによって、日本に親近感を持ってもらうことを目的としたものであった³⁰。

④復興—紛争後平和構築—

「復興」は、武力紛争がある程度収束して復興に入った段階である。復興段階では、紛争当事者間の和解、紛争地住民の自らの誇りの回復、紛争で傷ついた心の癒し、そして民主化支援が必要だとされている。

このうち、紛争地住民の自らの誇りの回復へ向けた取り組みとしては、「アフガニスタン・イスタリフ焼の復興」が有名である。アフガニスタンのイスタリフは 300 年の歴史を持つイスタリフ焼の産地であるが、タリバンの攻撃によって村は壊滅してしまった。国際交流基金は 2003 年に日本から専門家 3 名を含む調査団を派遣し、現地陶工との交流等を行った。これを足掛かりとして 2005 年、イスタリフ焼の陶工 13 名を含む 15 名を日本に招聘した。一行は日本各地の陶芸が盛んな地域を訪問し、日本の陶芸文化・技術の視察や研修、日本の陶工や行政関係者らとの交流を行った。国際交流基金では、この事業は紛争地において人々の誇りの源泉となる伝統文化復興への一助となるだけでなく、地元の産業・経済復興にもはずみをつけたと評価されている³¹。

2-3 「人間の安全保障」と平和構築との関連性

「人間の安全保障」と平和構築との関連性については、東・峯(2017)に詳しい。

国際社会が当該国を支援することで、こうした紛争の再発を防ぎ、平和を定着させることは、そこに住む人々が、軍事紛争に巻き込まれ犠牲になることを防ぐという意味において、「人間の安全保障」の中核的な問題の一つだと捉えることができよう。³²

その上で、紛争の再発を防ぐという意味において「紛争予防」も平和構築の一側面であるとし、紛争予防を平和構築の中で論じることにも十分合理性があるとしている³³。

²⁹ 国際交流基金、前掲書、p.58.

³⁰ 国際交流基金、前掲書、p.23.

³¹ 国際交流基金、前掲書、p.27.

³² 東・峯、前掲書、p.15.

³³ 同上.

こうしたことから本稿でも、平和構築活動を、紛争予防から紛争後までを含めるものとして解釈する立場に立つ。

また、前述のとおり、日本やカナダも含め、国連でも 20 年余りに亘って「人間の安全保障」概念に関する論争が続いたが、2012 年に国連総会決議 A/RES/66/200 が採択されたことにより共通理解がある程度まとまった。福島(2017)は、同決議において「人間の安全保障」が政治的、経済的、社会的権利と並列して「文化的権利」を考慮に入れるものであることが表明された点に注目している³⁴。

このように、「人間の安全保障」と平和構築とは密接に関係しており、さらにそこでは文化という観点が一つの大きな要素を形成しているのである。

2-4 「人間の安全保障」や平和構築をめぐる日本の将来的課題

「人間の安全保障」や平和構築をめぐるのは、現在以下のような点が日本の課題として主に指摘されている。

①「人間の安全保障」を外交方針として活かす

長(2017)は『人間の安全保障』は外務省の関係部局の政策目標になったことはあっても、外交方針の一部となったことは、特定の文脈の特定の時期を除いてなかったといえるのではないだろうか。外交の中に位置づけられることと、外交に活かされることとは別であり³⁵、『人間の安全保障』が、国際協力や ODA ではなく、その上位概念である日本外交そのものの柱として扱われたことは、実は小渕政権、森政権を除いてなかったのではないだろうか。³⁶と述べ、「人間の安全保障」が日本外交の基軸としては希薄なものであることを懸念している。そして、外務省にとどまらず、日本が「人間の安全保障」を多くのアクターと共有し、国内外の両方で活かしていくことが重要であり、それこそが「日本が国際社会の一員としての責務を果たし、国際社会で名誉ある地位を占めるのみならず、軍事力によらない安全保障の手段として、現実主義に基づいたきわめて戦略的な判断である」³⁷と主張している。

②「予防」の重視

また長は、災害予防の観点や、ODA、国際平和協力、PKO の派遣といった観点からも、今後は「人間の安全保障」の「予防」の側面を目指して取り組むべきだと指摘している³⁸。例えば地震等の自然災害への備えは、日本の経験が活かされる分野として代表的であるといえよう。

3. パブリック・ディプロマシーと「人間の安全保障」の両立可能性および今後の日本の方向性への考察

以上のようにパブリック・ディプロマシーと「人間の安全保障」とを検討すると、両者はその要点に共通項を持ち、また課題においては補完的な関係に置くことが出来るといえる。

³⁴ 福島安紀子「文化・スポーツ活動と心の平和構築」東大作・峯陽一『人間の安全保障と平和構築』日本評論社、2017、p.158.

³⁵ 長(2017)、前掲書、pp.182-183.

³⁶ 同書、p.198.

³⁷ 同書、pp.200-201.

³⁸ 同書、p.201.

まず、概念の要点として、活動主体が国家および NGO や市民団体など官民を越えて多岐にわたる点や、活動の対象者が国家・政府ではなく、そこに生きる市民であるという点で、パブリック・ディプロマシーと「人間の安全保障」には、アクターの多様性と対市民的焦点という共通点を認めることが出来る。さらには、どちらの概念も文化の果たす役割を重要視している。

そして今日、日本のパブリック・ディプロマシーにおいては、より国際益を考慮した国際貢献的な活動が目指されており、その活動には世界共通の課題に取り組むことが含まれている。それはまさに、「人間の安全保障」が目指す、恐怖や欠乏からの自由という観点と合致する理念を持っているといえる。

このパブリック・ディプロマシーと「人間の安全保障」との接合点については、渡辺(2011)も言及している。「人間の安全保障」に関わる問題に取り組むということは、「国際益ないし国際公共性に関わる活動に取り組むことで、自国の道義性や存在力を示していくことも可能」であり、また逆にパブリック・ディプロマシーによって、国益のみでなく国際益を高めることも可能であると述べている³⁹。

その上で、今後日本がパブリック・ディプロマシーの新たな活動形態を模索していく中で、紛争当事国にとっての第三国であるという立場を用いて紛争の予防、予防外交に道を広げて貢献していくことは、日本の標榜する価値観を表明し、国際益を増進させていくという大きな役割を果たせるのではないかと考える。「自国の重視する価値の普及」はパブリック・ディプロマシーに必要な第一義的な目的とされているが、「人間の安全保障」の理念を憲法前文に持つ日本ならば、この点を普及すべき「価値」にして、新しいパブリック・ディプロマシー政策の方途とすることは有用である。これは、「予防」の側面が「外交に活かされる」ようになる為にも、一助となる論理であるといえる。

おわりに

本稿では、パブリック・ディプロマシーと「人間の安全保障」、平和構築のそれぞれの概念について、歴史的経緯や概要を整理することでそれぞれの間にある共通項を精査し、日本の外交政策においてこれらが抱えている今後の課題が、双方を組み合わせた政策を実現することによって解決される可能性を検討した。

しかし、上述のような政策を考察していくにあたっては、概念上および実行上の諸点について十分熟考せねばならない。例えば、国益が指すものがそもそも日本の誰にとっての益なのかという、定義に関わる問題は非常に重要である。これについては国際益という言葉にも同じことが指摘できよう。また、その国益と国際益や、政権の価値と国民の価値とは当然のことながら衝突することがままある。こうした場合、政府は何を指針として両者のすり合わせを行うべきなのかという点も、非常に大きな課題である。

本稿では、国際交流基金が関わった事業例を紹介したが、出典元は外務省の外郭団体であって日本政府側の視点ということもあり、個々の事業における当事者の見解や現地の人々の実感の中にあるマイナス面については、言及の乏しさも否めないだろう。政策には実行者と受取手がいることから、考察にはより多角的な資料を用いなければならない。それこそパブリック・ディプロマシーの要点である、双方向性が欠かせない研究といえる。

今後は本稿での議論を踏まえながら、実際に分析し批評する特定の事例を取り上げて考察を進めていきたい。

³⁹ 渡辺、前掲書、p.104.

引用・参考文献

Melissen, Jan. "The new public diplomacy: Between theory and practice", in Jan Melissen ed. *The New Public Diplomacy: Soft Power in International Relations*. Palgrave Macmillan UK, 2005, pp.3-27.

ジョセフ・S・ナイ 『ソフト・パワー』、山岡洋一訳。日本経済新聞社、2004。

ブトロス・ブトロス＝ガーリ著、『平和への課題 1995 年第 2 版』国際連合広報センター訳。国際連合広報センター、1995。

安倍晋三 「第 165 回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説。」 2006 年 9 月 29 日。首相官邸 安倍総理の演説・記者会見等

。 <http://www.kantei.go.jp/jp/abespeech/2006/09/29syosin.html>。最終閲覧日：2018 年 1 月 25 日。

東大作・峯陽一「人間の安全保障の理論的なフレームワークと平和構築」東大作編著。『人間の安全保障と平和構築』。日本評論社、2017。pp.3-26。

李炅澤「日本における『新しいパブリック・ディプロマシー』とその限界 民主党政権におけるパブリック・ディプロマシーの方向性とその転換を中心に」『国際日本研究』第七号。筑波大学大学院人文社会科学研究所、2015。pp.153-165。

長有紀枝『入門 人間の安全保障』中央公論新社、2012。

長有紀枝『『人間の安全保障』概念を外交にどう活かすか』東大作編著『人間の安全保障と平和構築』日本評論社、2017。pp.181-201。

小淵恵三『小淵総理大臣演説 アジアの明日を創る知的対話』1998 年 12 月 2 日。外務省 演説。 http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/10/eos_1202.html。最終閲覧日：2018 年 1 月 8 日。

外務省 「人間の安全保障に関する国連総会決議の採択」 2012 年 9 月 11 日。 http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/9/0911_03.html。最終閲覧日：2018 年 1 月 26 日。

北野充「パブリック・ディプロマシーとは何か」。金子将史・北野充。『パブリック・ディプロマシー戦略 イメージを競う国家間ゲームにいかにか勝利するか』、PHP 出版、2014 年。pp.16-53。

広報文化外交の制度的あり方に関する有識者懇談会『「3.11 後の広報文化外交」最終報告書』2012 年 7 月。外務省

。 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/kondankai1201/pdfs/saisyu_hokokusho2.pdf。

最終閲覧日：2017 年 11 月 30 日。

国際交流基金 『文化が創る国際平和—平和構築と文化—』国際交流基金、2008。

国連開発計画 「UNDP 国連開発計画 人間開発報告書 1994」1994。国連開発計画(UNDP) 駐日代表事務所ホームページ

。 http://www.undp.or.jp/HDR_J/HDR_light_1994_Japanese_Version.pdf。最終閲覧日：2018 年 1 月 9 日。

高橋哲哉・山影進編 『人間の安全保障』東京大学出版会、2008。

納家政嗣『国際紛争と予防外交』有斐閣、2003。

人間の安全保障委員会『安全保障の今日的課題 人間の安全保障委員会報告書』朝日新聞社、2003。

福島安紀子「文化・スポーツ活動と心の平和構築」東大作編著。『人間の安全保障と平和構築』、日本評論社、2017。pp.157-177。

福島安紀子「包括的平和構築考—文化の視座から」大阪大学国際公共政策学会。『国際公

共政策研究 13(1)』, 2008. 89-99.

本田修「3.11 後の国際文化交流」金子将史・北野充. 『パブリック・ディプロマシー戦略
イメージを競う国家間ゲームにいかにかに勝利するか』, PHP 出版, 2014. pp.248-274.

武者小路公秀「二一世紀の国家及び国際社会の動向と日本国憲法—平和的生存権と『九条』
の新しい意味」法学館憲法研究所編『日本国憲法の多角的検証—憲法「改正」の動
向をふまえて』日本評論社, 2006. pp.227-259.

渡辺靖 『文化と外交』中央公論新社, 2011.